事業計画概要書に対する知事意見書

6 松地環第 1-6 号 令和 7年(2025 年) 1 月 21 日

株式会社アース 代表取締役 髙山 和人 様

長野県松本地域振興局長

令和6年11月22日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する 条例第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

1 促出のめつた事業計画概要者	T	
(1) 氏名及び住所	株式会社アース	
(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及	代表取締役 髙山 和人	
び主たる事務所の所在地)	長野県諏訪市大字豊田1174番地2	
	- Service Description of The Private Control of the	
(2) 事業計画の概要		
▶申請の区分(I)	産業廃棄物処分業の新規許可	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	○中間処理施設(破砕施設) 長野県諏訪市大字豊田字菖蒲阿原 1174 番 2	
② 廃棄物の処理施設の種類	〇中間処理施設 (破砕施設)	
③ 処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	○破砕する産業廃棄物 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。) 特別管理産業廃棄物を除く。	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場又は積替保管施設である場合にあっては、廃棄物の埋立処分(保管)の用に供される場所の面積及び埋立(保管)容量)	○中間処理施設(破砕施設) 4.72 t/日 (0.59 t/h: 8時間稼働)	
(3) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 諏訪市豊田文出区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針 第2の1(5)	
(4) 関係市町村長及び関係住民の範囲 並びにその根拠	(範囲)・諏訪市長 ・周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所を有する者 ・周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
(5) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 令和7年2月12日(水) 午後7時から (場所) 諏訪市豊田206 文出公民館	

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事 項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。